

事務連絡
令和3年4月26日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者(団体等)に対する「出勤者数の7割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について
(依頼)

令和3年4月23日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に対し4月25日から5月11日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、これに伴う基本的対処方針の変更を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、別添1のとおり依頼があり、併せて持ち回り開催された第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添2のとおり、大臣指示があったところであります。

以上を踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の7割削減の徹底について、改めて周知、呼びかけいたします。

また、現場に出なければならない部門におかれましても、ローテーション勤務や自転車通勤による人との接触回避等のでき得る出勤回避の取り組みも併せて実施されるよう促すことを重ねてお願いいたします。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、上記依頼に関する取組み等について、着実に実施して頂くよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」

(別添2) 第24回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

(参考) 基本的対処方針抜粋